

## 滋賀県看護協会教育機器・機材等貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県看護協会が管理する教育機器・機材等（以下「機器」という。）の貸出に関して必要な事項を定める。

(貸出)

第2条 機器の貸出しは、管理する滋賀県看護協会長（以下「会長」という。）が適当と認められた県内の施設または団体（以下「施設等」という。）に対して行う。

(申請)

第3条 機器の貸出しを受けようとする施設等の責任者は、別紙借用書を使用の1週間前までに会長に提出し、承認を受けなければならない。

(貸出期間)

第4条 貸出しの期間は、原則として1週間以内とする。ただし、特別な事由があると会長が認める場合に限り、貸出し期間を延期することができる。

(貸出と返却)

第5条 機器は、協会職員立会いのもと、原則として施設等の責任者または責任者から委任を受けた者が受取り、かつ返却する。

2 特別な事由なくして貸出し期限までに返却しない場合、又は本規程を遵守していないと会長が認めた場合は、施設等に対して機器の返却を命ずることができる。

(破損の措置)

第6条 物品が破損、損傷若しくは滅失したときは、何人の行為によるものであっても、施設等の責任者は、速やかに会長に申し出るとともに、施設等の負担において修理若しくはその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第7条 機器の使用料は、無償とする。ただし、消耗品は実費とし別に定める。

(借用者の義務)

第8条 施設等は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器は借用目的に反して使用しないこと
- (2) 機器は取扱説明書に基づき丁寧に取り扱うこと
- (3) 機器を必要としなくなったときは、速やかに返却すること
- (4) 機器は第三者に転貸してはならないこと

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年3月1日から適用する。

平成25年4月1日改正